

宝仙学園同窓会会則

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会は宝仙学園同窓会『あさみどり会』と称する。
第 2 条 本会は会員相互の親睦向上を図ると共に母校の発展に寄与することを目的とする。
第 3 条 本会は事務所を宝仙学園高等学校・中学校内におく。

第 2 章 会 員

- 第 4 条 中野高等女学校・宝仙学園中学校及び宝仙学園高等学校の卒業生を正会員とする。
第 5 条 母校現旧職員を特別会員とする。
第 6 条 旧会長を顧問とする。

第 3 章 役 員

- 第 7 条 本会に下記の役員をおく。

1 会 長	1 名	5 幹事長	1 名
2 副会長	2 名	6 副幹事長	2 名
3 会 計	2 名	7 幹 事	
4 書 記	2 名	8 会計監査	2 名

- 第 8 条 会長・副会長・会計・書記・幹事長・副幹事長・会計監査は幹事会により正会員の中から推薦し、総会に於いて決定する。
第 9 条 会長は本会を総理ずる。
第 10 条 副会長・幹事長・副幹事長は会長を補佐する。
第 11 条 幹事は各回の卒業生互選（各クラス 2 名）とし、会長が委嘱する。
第 12 条 幹事は協同して本会の事務を処理する。
第 13 条 役員任期は 3 年とし、留任を妨げない。
第 14 条 幹事の異動は会長の承認を得なければならない。

第 4 章 会 務

- 第 15 条 毎年 1 回総会を開き会務の報告、会計報告その他重要事項を協議する。但し幹事会がそれを代行することができる。
第 16 条 幹事会は必要ある都度会長が招集し、行事の開催その他会の運営に関し審議する。
第 17 条 会報及び会員名簿の発行を行う。
第 18 条 母校の後援に関する事業その他会の目的達成のための諸事業を行う。

第 5 章 会 計

- 第 19 条 本会の経費は終身会費、特別会費（諸行事参加費等）。本会の諸事業の収益金を以て之に充てる。但し、終身会費は 10,000 円と定める。
第 20 条 本会の会計は 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日を以て終了する。
第 21 条 本会の決算は定期総会に於いて会計報告を行う。

付 則

- 第 22 条 本会の会則の変更は総会の議決を得なければならない。
第 23 条 本会則にない事項は、幹事会の議決を得て会長が決裁することができる。
第 24 条 本会則は昭和 59 年 4 月より実施する。

※ 昭和 32 年 6 月一部改訂、昭和 59 年 4 月一部改訂